改正 (案)

(傍線の部分は改正部分)

	この規則は、平成二十二年十月二十九日から施行する。附別
この規則は、平成十三年九月十九日から施行する。附 則	この規則は、平成十三年九月十九日から施行する。附 則
	「小委員会」と読み替えるものとする。の規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは条から第七条までの規定を準用する。この場合において、これら条から第一条の議事については、社会資本整備審議会運営規則第四
のは「小委員会」と読み替えるものとする。	では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
科会長に報告するものとする。 5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を河川分	を河川分科会長に報告するものとする。
する。 ちから河川分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理ちから河川分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のう	する。 ちから河川分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理ちから河川分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のう
時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日	する。 時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知る 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日
2 小委員会は、委員長が招集する。	2 小委員会は、委員長が招集する。
のうちから、河川分科会長が指名する。第三条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等(委員長)	のうちから、河川分科会長が指名する。第三条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等(委員長)
河川分科会長が指名する。をいう。以下同じ。)は、河川分科会に属する委員等のうちから、十二年六月七日政令第二百九十九号)第四条第五項の「委員等」第二条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成(小委員会の委員)	河川分科会長が指名する。 「河川分科会に属する委員等のうちから、をいう。以下同じ。)は、河川分科会に属する委員等のうちから、中二年六月七日政令第二百九十九号)第四条第五項の「委員等」第二条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成(小委員会の委員)
	2 小委員会の議決は、河川分科会長が適当と認めるときは、河川
設置して調査させることができる。第一条「河川分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を(小委員会の設置)	設置して調査審議させることができる。第一条 河川分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を(小委員会の設置)
備審議会河川分科会運営規則を次のとおり定める。社会資本整備審議会運営規則第十条の規定に基づき、社会資本整	備審議会河川分科会運営規則を次のとおり定める。社会資本整備審議会運営規則第十条の規定に基づき、社会資本整
現	改正案
(傍緩の音矢に改正音矢)	